

平成30年度「観光いばらき HP」保守管理およびコンテンツ強化業務  
委託者公募に関する説明書

1 公告日 平成30年3月13日（火）

2 業務の内容等

(1) 業務名

平成30年度「観光いばらき HP」保守管理およびコンテンツ強化業務委託

(2) 業務内容・目的

インターネットによる情報発信の重要性に鑑み、本県の豊かな観光資源や県産品を広く県内外に発信し、認知度・イメージの向上、誘客促進及び県産品の販路拡大を図るため、ホームページ「観光いばらき」（以下、「ホームページ」という。）を運営するとともに、保守管理を行い、かつ、本県の魅力あるイベント情報や観光資源、県産品等の情報を発信する。

(3) 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行機関

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 提案額

金9,686,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)以内

※ なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- ① 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加者資格者名簿において、大分類15（広告・出版・催物）に登録されている業者であること。また、製造・販売・役務の全てに登録されている業者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ③ 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札資格の制限を受けていない者であること。
- ④ 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。  
なお、新たに入札資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請に必要な事項を

記入のうえ次に示す場所に申請すること。

申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〔申請書の入手〕

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6号

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話：029-301-4875（直通）

- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続再開の申し立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

#### 4 企画書の提出について

##### (1) 提出物

###### ① 企画書

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

ア、 企画にあたっての考え方、実施方針

イ、 業務の実施体制

ウ、 特集の年間の計画案

エ、 特集イメージ(構成, 文章, レイアウトなどがわかるもの)

オ、 観光いばらきの情報発信の年間の計画案

カ、 アクセス数向上のための提案

キ、 アクセシビリティ向上のための提案

ク、 その他自由提案

###### ② 見積書

###### ③ 会社概要

##### (2) 提出部数

5部（ただし見積書は1部でも可）

##### (3) 提出期限

平成30年3月26日(月)12時必着

##### (4) 提出先

一般社団法人茨城県観光物産協会（担当：佐藤 浩史）

〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎 3F

電話：029-226-3800 FAX:029-221-9791

#### 5 業務委託の選定

##### (1) 選定方法

当部局内に設置する審査委員会において、提出された企画書の内容を（２）の評価項目に基づき、審査したうえで決定します。

（２）企画提案内容を審査するための評価項目

業務実施方針及び手法等	① 業務内容の理解度 ② 提案内容の的確性 ③ 提案内容の独創性 ④ 提案内容の実現性 ⑤ 手法の妥当性 ⑥ 見積額の妥当性
業務の実施体制	① 要員配置等の適切性 ② 配置予定者の専門性・実績
会社の業務実績	① 同種または類似業務の実績

（３）審査結果の通知

- （ア）審査結果は、審査委員会終了後に通知します
- （イ）審査の内容については一切公表しません。
- （ウ）審査についての異議申し立ては一切認めません。

（４）業務委託の方法

茨城県は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則(平成 5 年茨城県規則第 15 号)第 146 条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結します。  
なお、採用案を必要に応じ修正する場合がありますのでご了承ください。

（５）その他

- ア 提出された企画書等は返却しません。
- イ 企画書の作成にかかる費用はすべて事業者の負担とします。

6 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、平成 30 年 3 月 23 日（金）まで担当にて電話等で受け付けます。